1.　議　事　日　程（初日）

（平成25年那智勝浦町議会第４回定例会）

平成25年11月27日

９時02分 開　　議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名…… 3

日程第２　会期の決定…… 3

日程第３　諸報告…… 4

日程第４　議案第81号　那智勝浦町税条例の一部を改正する条例…… 6

日程第５　議案第82号　那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例…… 9

日程第６　議案第83号　那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例……10

日程第７　議案第84号　那智勝浦町公営住宅管理条例の特例を定める条例……12

日程第８　議案第85号　平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第４号）……13

日程第９　議案第86号　平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）……26

日程第10　議案第87号　平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号）……27

日程第11　議案第88号　平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）……28

日程第12　議案第89号　平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）……29

日程第13　議案第90号　平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）……31

日程第14　議案第91号　平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第１号）……32

日程第15　議案第92号　那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について……34

日程第16　諮問第１号　人権擁護委員の推薦について……41

2.　出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男
３番	下　﨑　弘　通	４番	森　本　隆　夫
５番	曽　根　和　仁	６番	湊　谷　幸　三
７番	田　中　幸　子	８番	東　　信　介
１０番	山　縣　弘　明	１１番	中　岩　和　子
１２番	引　地　稔　治		

3.　会議録署名議員の氏名

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男

4.　地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	笠松昭紀	消防長	中嶋秀和
参事（総務課長）	藪本活英	総務課新病院建設推進室長	浪花潔
会計管理者	久原章功	病院事務長	八木敦哉
税務課長	城本和男	住民課長	玉井弘史
福祉課長	福居和之	観光産業課長	松下安孝
建設課長	橋本典幸	水道課長	藪根敏夫
教育次長	瀧本雄之	総務課副課長	矢熊義人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	伊藤善之
事務局主査	寺地強
事務局副主査	脇地健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様にお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

開会に先立ち、質疑における議員の発言方法に関し、議会運営委員会で協議した結果を局長より報告させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）　おはようございます。

議会運営委員会での協議結果を御報告いたします。

これまで議案に対する質疑は、１回目を演壇で、２回目、３回目を自席で行っておりましたが、他の議会の状況等を参考に、当局と対面で発言する方法を今議会で試行的に採用することと決しました。議員各位におかれましては、質疑は１回目を議場中央の発言席で、２回目、３回目は従来どおり自席で行うようよろしくお願いいたします。

なお、当局側の発言方法につきましては、従来どおりでお願いします。

以上でございます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時02分　開会

○議長（森本隆夫君）　ただいまから平成25年度第４回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時02分　開議

○議長（森本隆夫君）　本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

１番左近誠君、２番荒尾典男君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（森本隆夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君）　それでは、議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げます。

去る11月21日に議会運営委員会を開会いたしまして、平成25年第４回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

本定例会に付議すべき事件は条例の制定並びに改正が４件、補正予算が７件、工事請負契約の変更が１件、人事案件２件の合計14件となっております。

会期は本日27日から翌月４日までの８日間を予定しております。

本会議４日、委員会２日、純休会２日となっています。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　ただいまの委員長報告のとおりですが、議案第93号教育委員会委員の任命については、一昨日町長からの申し出があり撤回されましたので、報告します。

お諮りします。

会期は本日から12月４日までの８日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、会期は本日から12月４日までの８日間に決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　諸報告

○議長（森本隆夫君）　日程第３、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　皆さんおはようございます。

本日、平成25年第４回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわりませず、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

災害復旧工事関係について報告いたします。

国土交通省の土石流対策事業につきましては、現在本堰堤に接続する副堤及び垂直壁の工事が６支流７カ所で施工されています。本堰堤の後方の第二堰堤の４支流分が入札準備中であります。那智川、太田川の災害復旧工事につきましては、和歌山県の事業により進んでいます。

国の補助を受けた町災害復旧工事につきましては、31件が完了しており、13件が工事中です。今後は、一日も早い完成を目指します。大谷地区残土処理場は、現在工事用道路及び調整池の建設が進んでいます。

市野々及び井関に建設しております町営住宅につきましては、12月20日完成に向けて工事を進めております。

那智勝浦道路につきましては、既に天満トンネルが貫通し、全体で８トンネルのうち７トンネルを含め全域で工事が進んでいます。

介護保険事業関係について報告いたします。

当町では、第６期老人福祉計画及び第５期介護保険事業計画を策定し、地域密着型サービスの基盤整備に関する目標数値を掲げており、本年度において、介護認定者の増加により施設の充実を図る観点から、地域密着型介護老人福祉施設１件の整備を進めているところでございます。今回補正をお願いするのは、本事業整備に係る介護基盤緊急整備等臨時特例補助金等をお願いするもので、高齢者やその家族がみずからの選択のもと安心してサービスを利用できるよう体制の整備を図っていくものであります。

観光について報告いたします。

11月18日、名古屋におきまして那智勝浦町観光説明会を開催しました。名古屋地域の旅行エージェント、マスコミ関係の皆様を御招待し、商品造成によるお客様の誘致をお願いするとともに情報発信活動を行いました。熊野那智大社の朝日宮司、那智山青岸渡寺の高木住職、観光協会、旅館組合、商工会とその関係者、そして私も出席し、那智勝浦町の総力を結集してＰＲを行ってまいりました。

名古屋地域は、伊勢神宮の式年遷宮と自動車道の一部開通でお客様はお越しいただきやすくなっております。現在、本町の地域別の入り込みでは関西のお客様が中心ですが、中京圏、関東方面へのお客様の誘致にもさらに力を入れてまいりたいと存じます。

11月３日には、那智勝浦新宮道路を舞台に天空ハーフマラソン大会が開催されました。約2,700人のランナーが秋の那智勝浦道路を駆け抜けました。この日は、ランナーはもとより、３連休の中日ということもあり、勝浦の町も多くのお客様でにぎわいました。ただ国道が大渋滞するなど課題も残しているところでございます。

次に、本議会に提案しております議件の概要について説明いたします。

本議会に御審議をお願いいたします案件は、13件であります。その内訳は、条例の一部改正３件、条例の制定１件、平成25年度補正予算７件、工事請負契約の変更１件、人権擁護委員の推薦１件であります。教育委員会委員の任命につきましては、都合により取り下げさせていただきました。議員各位には混乱を招き、申しわけありませんでした。

議案第81号から議案第83号は、条例の一部改正であります。

議案第84号は、那智勝浦町公営住宅管理条例の特例を定める条例の制定であります。

議案第85号は、平成25年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ5,074万1,000円を増額し、予算総額を99億1,711万3,000円とするものであります。

その主なものといたしましては、ふるさと納税の増加に伴うふるさと名品発送に関する費用の追加及び寄附金の基金への積み立て、特別養護老人ホームの建設に対する紀友会への補助金、大谷地区残土処理場整備事業の県への委託料の追加及び町の工事費の減額、防災行政無線屋外子局の取りかえ工事、宇久井小学校の校舎等改修工事、台風18号災害に伴う災害復旧工事、人事異動に伴う人件費の調整などとなっています。

議案第86号から議案第91号は、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、町立温泉病院事業会計に係る平成25年度補正予算であります。

議案第92号は、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

諮問第１号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

なお、会期の最後におきまして追加議案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本議会に提案いたしました13件の概要であります。その詳細については担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第８１号　那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第４、議案第81号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　議案第81号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

平成25年度の地方税法の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年３月30日付で公布されております。本町におきましてもこの改正に基づきまして、必要なものにつきましては31日付で那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきまして、第２回定例会、６月議会で御承認をいただいております。

今回提出させていただきました税条例の改正につきましては、専決処分の対象とならなかった分の税条例の改正をお願いしております。毎年このように地方税法で決まっており、市町村に選択の余地のない項目について条例化、なぜしているのかということでございますが、地方税法に地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該市町村の条例によらなければならないというふうな規定があります。これにつきまして、選択判断の余地のないものにつきましても、住民の理解の上で、最小限必要なものにつきましては、重複をいとわず、総合的に規定することが適当であるとされております。どうかよろしくお願いをいたします。

次のページ、改正する条例案を記載しておりますが、改正の内容の概要につきましては、この議案書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、今回の主な改正点としましては、公的年金からの特別徴収の見直し、これは特別徴収

年税額の平準化を図る。それと、転出者についても年金特徴を継続するというものです。そしてまた、金融所得課税の一体化の見直し、これにつきましては、公社債の利子等の課税方式の見直し、これと上場株式等の配当所得の損益通算を拡大するというものでございます。

まず、資料の１ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第１号）の一部を次のように改正する。

以下条例の改正を記載しておりますが、資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

１ページ目の枠、１つ目をお願いいたします。

第47条の２は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について定めたもので、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続する地方税法法令改正に伴いまして、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しについて改正をするものでございます。

次の２番目の枠内、第47条の５は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について定めたもので、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しについて、地方税法の改正に合わせて改正をするものでございます。

以下は、税条例の附則部分、条例の施行期日や経過措置、関係条例の改廃に関する事項を定めている部分の改正となります。

一番下の枠になりますが、附則第６条は、居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、また附則第６条の２は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について定めたもので、それぞれ「附則第20条の２」を「附則第20条」に規定を繰り上げたことにより改めるものでございます。

次のページ、２ページ目の１つ目の枠内をお願いいたします。

附則第７条の４は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めたもので、附則第19条の２、この内容は上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町県民税の課税の特例、これの規定の新設に合わせまして引用条文を追加するものでございます。

２ページ目、下の枠をお願いします。

附則第16条の３は、上場株式に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について定めたもので、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページ、３ページ目の枠内をお願いします。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたもので、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税、これと「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税、これに改組したことに伴う所要の規定を整備するものでございます。

次のページ、４ページ目１番目の枠内をお願いします。

附則第19条の２は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式に係る譲渡所得の課税の特例

について定めたものでこれを削除し、新たに上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものでございます。

４ページ目２番目の枠内をお願いいたします。

附則第19条の３は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、第19条の４は、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、第19条の５は、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、第19条の６は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について定めたもので、これらの町民税の所得計算の特例の規定を削除するものであります。

４ページ目３番目の枠内、附則第20条の２は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたもので、規定を繰り上げ附則第20条とするよう改めるものでございます。

附則第20条の３は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について定めたもので、この規定を削除するものであります。

次のページ、１番目の枠内をお願いします。

附則第20条の４は、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたもので、「条例適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うもので、附則第20条の２に規定を繰り上げ、法改正に合わせて改正を行うものであります。

下の枠内、附則第20条の５は、保険料に係る個人の町民税の課税の特例について定めたもので、規定を削除するものであります。

以下、附則といたしまして、第１条で施行期日を平成28年１月１日から施行すると定めております。

ただし、第47条関係の公的年金等に係る町民税の特別徴収の規定につきましては平成28年10月１日から、附則第６条以降の改正につきましては平成29年１月１日からの施行となっております。

また、第２条で経過措置を定めております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第８２号　那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第５、議案第82号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　議案第82号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本改正は、所得税及び住民税における金融商品に係る課税方式が変更されることに伴い、国民健康保険税条例についても所要の規則を制定するものでございます。

新旧対照表を資料をつけてございます。改正箇所の部分を下線で表記してございます。

附則第４項及び附則第７項、附則第８項、附則第12項につきましては、上場株式の配当所得や譲渡損益、公社債の利子や譲渡損益を損益通算が可能となるよう課税方式が変更されることに伴うものでございます。

そして、１枚めくっていただきまして、附則第17項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産に係る特例の見直しの部分を削除したものでございます。

施行年度につきましては、附則第17項が平成26年度課税分から、それ以外につきましては平成29年度課税分からとなってございます。

以上でございます。どうか御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議案第８３号　那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第６、議案第83号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第83号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第83号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、市野々団地、井関団地の新築に伴い、名称及び位置等を別表に追加するものでございます。

別表に市野々団地、井関団地を追加させていただき、合計で14団地146世帯でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今の説明になかったところをちょっとお聞きしたいんですが、第２条の１ですね、１項、この「公営住宅及び町が独自に建設、取得又は借上げた町営住宅をいう」と。借り上げ住宅のことですね、これ。ここを追加したその理由について、ひとつ説明願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま議員の質問の中にありました借り上げ住宅の関係なんですけども、別表のところに種別といたしまして公営住宅と、ちょっと字は小さいんですけども、町営住宅というふうに区分させていただいております。公営住宅につきましては、公営住宅法に基づく補助を受け建設した住宅が公営住宅でございまして、町営住宅につきましては、町の単独による建設、取得、寄附、借り上げ等で受けた住宅を町営住宅として区分しております。今回、引き揚げ住宅につきましても、公営住宅と同じ家賃の取り扱いを行っておりますので、従来どおり公営住宅と町営住宅を含めて公営住宅法で管理していく上で、一連の住宅ということで追加させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　課長、この一番下のとこに宇久井里第２団地５戸と書いてますね。これは公営住宅、町が設置した住宅と違うんですか。借り上げ住宅、これ。そうじゃないでしょう。その点について説明願います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　一番最後尾の宇久井里第２団地につきましては、町単独で建設したということで町営住宅という区分とさせていただいております。補助事業の補助金をいただかずに建設したという意味でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点お尋ねをいたします。

今146戸ということで公営住宅、町営住宅がありますけど、これ那智山にもそのようなのもありますけど、今余り入ってらっしゃらないけど、この那智山の状況はどういうふうに取り扱ってるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

那智山につきましては、別表のところで那智第３団地、昭和30年に建設した部分で５戸というふうに表示されておりまして、ここの入居状況は現在１軒のみ入居がございまして、かなり老朽化しておりますので追加募集はしておりません。したがいまして、この１軒の方が仮に出られた場合には、廃止で取り壊しという考えで今予定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　これそしたら、那智山のほうは今１軒入っておられますけど、それまで、完全に出られるまではもうそのまま、入ってる方がなくなるまで全体を全部置いとくということですか、それとももう今何か廃墟状況になってるところは取り除くとか、そういうふうな考えなんでしょうかね。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建物の状況が連続しているような連続の建物でございますので、現在のところはそのまま置いておく形で、先ほど申し上げましたとおり、ゼロになったときに解体等の計画で現在進めております。

〔11番中岩和子君「軒の違うとこもそのままですね」と呼ぶ〕

はい。

〔11番中岩和子君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第７　議案第８４号　那智勝浦町公営住宅管理条例の特例を定める条例

○議長（森本隆夫君）　日程第７、議案第84号那智勝浦町公営住宅管理条例の特例を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第84号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第84号朗読〕

次のページをお願いいたします。

第２条をお願いします。（台風12号により被災した者に係る家賃の特例）。

第２条、台風12号による国の被災者生活再建支援制度の適用世帯に属する者が、条例別表に規定する市野々団地又は井関団地に入居する場合の家賃は、条例第12条の規定にかかわらず、入居の日から起算して２年経過した日の属する月の末日（ただし、入居の日が月の初日であるときは、入居の日から起算して２年経過した日の前日）又は平成28年３月31日のいずれか早い日までの間、その家賃額に0.7を乗じて得た額とする。

この条例は、この第２条に明記のとおり、被災者に限り、２年間の家賃を減免する特例でございます。台風12号の被害により著しい損害を受けた入居者の家賃につきましては、町の住宅管理条例で町長が定める減免基準により減免することができると定めています。

今回の減免基準は、現状の公営住宅で一番家賃が高額な宇久井里団地の家賃をもとに定めたもので、市野々、井関団地の新たな家賃額に0.7を乗じた額といたしました。井関団地は、計算で最低家賃が「１万9,000円」を「１万3,900円」に、最高家賃「５万2,700円」を「３万6,800円」に設定。また、市野々団地は、最低家賃「１万9,800円」を「１万3,800円」に、最

高家賃「５万2,400円」を「３万6,600円」に設定いたしました。

期間の２年間につきましては、那智川の災害復旧工事の完成予定年度が平成27年度末となっていますので、２年間に設定させていただきました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第84号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第８５号　平成２５年度那智勝浦町一般会計補正予算（第４号）

○議長（森本隆夫君）　日程第８、議案第85号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第85号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,074万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,711万3,000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額98億6,637万2,000円、補正額5,074万1,000円、計99億1,711万3,000円となってございます。

３ページをお願いいたします。

歳出ですが、款１の議会費から、５ページをお願いいたします、款12の諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

６ページをお願いいたします。

第２表地方債補正です。

起債の目的欄中、市町村振興資金貸付金から現年単独災害復旧事業まで、補正前の限度額26億8,100万円から１億610万円を減額し、補正後の限度額を25億7,490万円とするものでございます。

７ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括として、このページの歳入、次の８ページの歳出について、それぞれ5,074万1,000円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金１億3,883万1,000円、地方債、減額の１億610万円、その他1,586万2,000円、一般財源214万8,000円となってございます。

９ページをお願いいたします。

２歳入です。

款10地方交付税、目１地方交付税につきましては、補正額214万8,000円を追加し、計は28億1,402万7,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項３委託金、目１総務費委託金、節１統計調査費委託金12万3,000円につきましては、説明欄記載の住生活総合調査に係る県からの委託金を受け入れるものでございます。

款17寄附金、目２総務費寄附金、節１那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金500万円、節２那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金1,000万円につきましては、ふるさと納税により頂戴いたしました寄附金の実績をもとに、見込みで計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

款21町債、目５土木債で１億1,100万円を減額させていただいております。大谷地区残土処理場整備事業につきましては、一部の工事で繰り越しとなる見込みとなってございます。節３の市町村振興資金貸付金につきましては、繰越事業については起債対象外であり、年度内に完了する事業にのみ充当することになりますので、繰越見込み額に見合う３億5,100万円を減額しております。繰越事業分につきましては節４の一般事業債で充当するため、２億4,000万円の補正をお願いしております。

目８災害復旧債、節３現年補助災害復旧事業債300万円、節４現年単独災害復旧事業債190万円につきましては、林道施設災害復旧事業に充てるため、合計で490万円の追加をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、款１議会費やこの後の各科目におきまして、節２給料から節４共済費まで補正をお願いしております。これにつきましては、４月１日付人事異動による調整及び７月分から実施さ

せていただいております給与減額措置に伴う減額となっておりますので、説明は省略させていただきたくお願い申し上げます。

款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節11需用費460万円及び節12役務費42万円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方に送付しておりますふるさと名品の発送に要する費用となってございます。1,500件の寄附件数を見込んで計上させていただいております。

目10町営バス運行費20万円は、バスの修繕料でございます。

16ページをお願いいたします。

款２総務費、項５統計調査費、目１指定統計調査費12万3,000円につきましては、12月１日現在で実施いたします住生活総合調査に係る調査員報酬ほか事務費となってございます。全額県から委託金として受け入れを行っております。

28ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目５災害対策費、節11需用費100万円につきましては、各区で現在取り組んでいただいております避難路整備に係る材料費でございます。節15工事請負費702万円につきましては、防災行政無線屋外子局を設置してから相当年数経過してる箇所もあり、点検結果の報告を受けて順次取りかえをしたくお願いするものでございます。発注後に子局の生産が開始され、製品ができ上がるまでにおよそ半年かかりますので、26年度当初からの取りかえに向けて、今回補正をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項２基金費、目５那智の滝源流水資源保全事業基金費500万円、目６那智勝浦町まちづくり応援基金費1,000万円につきましては、歳入で御説明させていただきましたふるさと納税により頂戴いたしました寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

33ページ、34ページは、補正予算給与費明細書となってございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　住民課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入です。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費負担金、節区分７後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金190万8,000円は、後期高齢者医療保険料に係る低所得者への軽減分に係る県負担金交付決定に係る追加交付分でございます。

16ページをお願い申し上げます。

歳出です。

款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節区分７賃金です。これは当初年間２名分、約451日分程度の予定をいたしておりましたが、夏季以降、３名が２カ月余りの間、長期休暇が重なりまして、臨時職員を雇用して業務を確保する中で、約56日分、34万7,000円の補正をお願いするものです。

次のページです。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節区分28繰出金254万5,000円は、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金となってございます。

21ページをお願いいたします。

款４衛生費、項２清掃費、目１塵芥処理費、節区分11需用費、補正額655万円は、説明欄記載の消耗品費で、指定ごみ袋を当初13万5,000冊購入予定といたしておりましたが、円安などの影響から製造単価が上昇いたしております。現在９万1,500冊を発注済みとなってございますが、年間必要冊数としてあと３万6,000冊分程度の指定ごみ袋の購入費用といたしまして485万円の補正をお願いするものです。同じく需用費の説明欄記載光熱水費170万円につきましては、現在の支出済額が1,576万円程度となってございまして、平成24年度決算額の４分の３の実績を出てございます。電気料金の決算見込み額を踏まえまして、今回補正をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項２県補助金、目２民生費補助金、節16介護基盤緊急整備等臨時特例補助金、補正額１億1,600万円につきましては、第５期介護保険事業計画に伴う地域密着型特別養護老人ホームの整備により、１床当たり400万円交付されるもので、整備数29床分の補助金として受け入れるものでございます。節17施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、補正額1,740万円につきましては、介護施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するために、施設の開設に要する経費を経済危機対策として補助するもので、１床当たり60万円で29床分でございます。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、補正額１億3,340万円につきましては、介護保険事業計画に伴う地域密着型サービスの基盤整備に係る補助金で、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金として地域密着型特別養護老人ホームの整備に１床当たり400万円、29床分、１億1,600万円を社会福祉法人紀友会へ補助金の交付を行うものでございます。

施設の概要でございますが、開設場所につきましては、添付の図面をごらんください。

その前に訂正をお願いしたいと思います。図面の最後のページですが、ページの一番最後のページにあります建物用途というところがございます。そこのとこの括弧書きのところに「児童福祉施設」と書いているのを「老人福祉施設」に訂正をお願いしたいと思います。

この場所でございますが、現在浜ノ宮にあります既設の日好荘、特養の奥側駐車場へ建設す

るもので、建築面積につきましては、延べ床面積1,781.74平米、坪数でいいますと538.97坪でございます。地下１階、地上３階の建物となります。部屋数は３ユニットの29室でございます。

また、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,740万円は、介護施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するために、施設の開設に要する経費を経済危機対策として１床当たり60万円を補助されるものでございます。

なお、これに伴う町補助金はございません。

事業者の選定につきましては、地域密着型サービス事業者公募要領に基づきまして募集いたしまして、地域密着型介護老人福祉施設１事業者が応募され、２月28日開催の長寿社会づくり委員会兼地域密着型サービス運営委員会での全会一致の承認を受けまして、町長決裁により事業者を決定いたしております。

目３老人福祉費、節28繰出金、補正額318万5,000円につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる町負担分増並びに人事異動並びに給与削減に伴う人件費に係る経費に対する一般会計からの繰出金の補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いします。

目２児童措置費、節23償還金、利子及び割引料、補正額271万1,000円でございますが、これは児童手当の前年度事業実績の確定に伴う過年度交付金の国県支出金の返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　観光産業課の関係につきまして御説明させていただきます。

９ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項１分担金、目３災害復旧費分担金、節１町単独農林水産施設災害復旧費分担金22万5,000円につきましては、９月に発生しました台風18号による南平野の水田の災害復旧と口色川地区用水路の災害復旧工事に係る受益者分担金でございます。

10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目９災害復旧費補助金、節１農林水産施設災害復旧費補助金340万円につきましては、９月に発生しました台風18号により、林道大戸妙法線の災害復旧工事で、復旧延長21メートルの欠落部分の災害復旧に係る補助金であります。事業費680万円の２分の１を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出です。

款６商工費、項２観光費、目４体育文化会館費、節11需用費の200万円につきましては、10月に発生しました台風26号によりまして、体育文化会館の屋根に設置しております排煙口のふた、90センチ掛ける２メーターの排煙口のふたが風により損壊したため、修繕費の補正をお願いするものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費345万円につきましては、９月に発生いたしました台風18号による災害の町単独工事３カ所で、南平野の水田の石積み崩壊、延長10メーターの復旧と口色川用水路の復旧、延長200メーター及び林道大戸妙法線におきまして路面の欠落21メーターがありましたが、妙法山に通われる住民の方もおり、また妙法山阿弥陀寺に住んでる住民の方等々の緊急の道を仮復旧するために町単独で行う部分、合わせまして345万円を計上させていただいております。

次に、款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目３林道施設災害復旧費、節15工事請負費680万円につきましては、同じく台風18号による林道大戸妙法線の路盤の欠落約21メーターの部分で、国庫補助による災害復旧の部分でございます。

観光産業課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項１使用料、目６土木使用料、補正額63万7,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節２住宅使用料でございます。説明欄記載の市野々団地及び井関団地の現年度分の住宅使用料でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費、補正額16万8,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節３職員手当等の中で、人事異動に伴う人件費の調整以外で、説明欄記載の超勤手当30万円の増額でございます。

続きまして、目２大谷地区残土処理場整備事業費、補正額7,000万円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節13委託料で5,000万円の増額でございます。説明欄記載の大谷地区残土処理場整備工事委託の増額でございます。

お手元に配付させていただいてます２枚つづりの資料の１枚目をごらんください。この資料でございます。和歌山県に工事の施工を委託している分でございます。図面の左側が工事用道路の起点でございます。斎場の手前から大谷川の右岸に工事用道路を施工しております。現在、①延長420メーター、②延長120メーター、③延長100メーターの工事用道路及び青で着色している調整池堰堤工の掘削を施工しております。当初協定は④、薄茶色で着色している工事用道路、延長260メーターが協定に含まれてなく、来年度、平成26年度で協定を締結し、施工を予定していましたが、年度間の工事の空白期間をなくし、早期の工事用道路完成のため、委託料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、節15工事請負費の１億2,000万円の減額につきましては、町発注の整備工事の施工量の縮小による減額でございます。

お手元に配付させていただいてます１枚の資料、この資料でございます。当初、町の発注工事といたしまして排水暗渠工事を盛り土予定全域で1,160メーターを予定していましたが、盛り土をできる部分からの排水暗渠工事を早期に完成させる必要があるため、盛り土のできる、赤で明示させていただいてます260メーター、内径が１メーター35センチの円形排水路でございます。この工事を先行させ、残りの約900メーターにつきましては次年度の施工に変更したため、工事量の縮小による減額でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

項２道路橋梁費、目２道路新設改良費、補正額124万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節17公有財産購入費144万円でございます。説明欄記載の排水路用地購入でございます。

お手元に配付させていただいてます２枚つづりの図面の２枚目をごらんください。この図面でございます。汐入橋付近の国道42号から天満排水路が整備されています。昭和40年代に施工が完了していますが、那智川合流点の約20メーター、赤で着色している部分につきましては、用地買収の処理ができてない形で民地の中に町管理の排水路が存在する現状であります。那智川河川災害復旧工事に伴い、川幅を広げる県工事の用地買収で民地の普通財産は県が買収いたしますが、町が管理する行政財産の水路につきましては、町で買収する必要があり、公有財産購入をお願いするものでございます。面積は、宅地50平方メートル、約15.12坪、単価は平方メートル当たり２万8,800円、坪当たり９万5,207円でございます。

なお、排水路の機能回復工事は、県事業の中で施工いたします。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　教育委員会関係の補正の御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

下の段になります。款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費、補正額1,217万7,000円。節区分をごらんいただきます。12役務費３万8,000円、手数料となっております。これは確認申請用の手数料でございます。13委託料110万4,000円、設計監理に関する委託でございます。15工事請負費1,103万5,000円、これにつきましては工事は別表資料をつけてございますので、別表資料のほうをお願いいたします。

宇久井小学校の平面図でございます。左側が１階、右側が２階の平面図になります。左側、１階部分でございます。校舎の中央部分、昇降口の廊下を挟んで向かい側になりますが、ここに上に教材倉庫既存部分、下に赤字で特別支援教室教材倉庫分割というふうに書いてございます。これが今１つの倉庫として使用させていただいておりますが、新年度、新入学児童の中にまた支援が必要な方、そして難聴の方も含まれております。そういうこともございます。支援学級が現在２つ、情緒のほうが２つをまた分けさせていただいて、現実には３つ、宇久井小学校は開設させていただいておりますが、その中でやはり子供たちのクールダウンしたりするスペースも必要だということで、今回この倉庫を半分そういう利活用させていただくために改装

させていただきたいということでございます。

そして、その上のほうに教材倉庫新築部分という新設部分がございます。この赤の囲った部分でございます。ここに今既存の倉庫に入っておりました道具、教材倉庫等を入れたいというものでございます。そして、それに左側の下に体育館がございますが、体育館の周りに赤字で防災備蓄倉庫という部分を赤の四角で囲わさせていただいております。これにつきましては、既存のこの教材倉庫の中に防災用の毛布等もありますので、それは避難所として体育館を使うということで、こちらのほうに出すのに、倉庫をつくらせていただきたいということでの補正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

休憩します。再開10時35分。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

10時14分　休憩

10時35分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　２点ほどお尋ねします。

歳入の12ページの市町村振興資金貸付金を全額削除して一般事業債に変えたということですが、このことについては、これの利子なんかはどうなってるんでしょうね、同じなんですかね。そこら、同じかどうか、どのぐらいになってるんかどうかをお教え願いたい。

それで、県からいただいた金をそっくり事業者に渡しましてね。地域密着型小規模特養というのを今度は紀友会がつくるわけですわね。これ認可するのに町が認可したんですね。普通広域的なもんだと県が認可するということですが、町が認可したにもかかわらず、町は形上は町の補助金ということになっておりますが、全額県のお金をいただいて、トンネルみたいな形で町がそこへ交付すると。認可権者が町であるんであれば、少しは町もこれについて補助なり支援なりするという考え方はなかったんですかね、町長、そこら辺をひとつお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

町債として借り入れる市町村振興資金貸付金と一般事業債で借り入れる資金の利率の相違はというような御質問だったかと思います。これにつきまして、市町村振興資金貸付金につきましては県のほうから、ほんで一般事業債につきましては民間金融機関のほうから借り入れることになるかと思います。借入時の金融情勢等々によりまして利率というのは変更になるかと思いますけども、基本的にはほぼ同程度の利率で借り入れることが可能かと思います。ただ、充当率の関係でいきますと、市町村振興資金貸付金につきましては事業費の90％、ほんで一般事業債につきましては事業費の75％ということになっておりますので、ちょっと事業費に対しま

して起債を起こせる額のほうで変更が生じてまいります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　地域密着型施設の関係ですけども、一応この施設につきましては、町指定の認可ということになります。完成後には指定となる、日付はまだ決まっておりませんが。この前の認知症のグループホームの場合を倣い、補助金を出さなかった関係で今回も計上しておりません。特に、長寿社会づくり委員会、またもう一つ地域密着型サービス協議会というのがあるんですけども、その中でもそういう議論が出ませんでした。一応前回に倣って今回もその議論がなかったということで、補助の対象といたしておりません。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　前回の補正でもありましたが、このことについてはどうしても繰り越しということはある程度想定の中にあったと思うんですね、その事業の繰り越しということは想定の中にあったと思うんですよ。１年でやれるかというと、なかなか難しい面もあったと思うんですけどね、そこらあたしのやっぱし想定というか、予想がちょっと甘かったんじゃないかというような感じもしないわけでもない。この間のことがありますんで、エレベーターの件がありますんで、やはりもう少し工期についてでもですよ、今年度中にやれるかやれんかという見通しも立てた上で借り入れを起こしていくほうが。こういうことが続きますんで、ひとつその点は今後留意していただきたいと思いますわ。仕方ないことですけどね。

それにもう一つ、小規模特別養護老人ホーム、地域密着型ということで、那智勝浦町の住民という、住民しか利用できないんでしょう。那智勝浦町の住民が利用した場合には、介護保険の給付対象になるということで、もし新宮市の住民とか太地の住民だったら、保険の給付対象にならんの違うんですか。そういう観点から、どうしてもここの施設については那智勝浦町の利用者というか、介護保険の適用になる方の利益になるんですね、のみの。だから、補助金についても少し考えて、認可権者ですんで、少しそういう面もひとつ考慮の中にあってしかるべしやと思うんですけど、その点町長、どうですかね。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

先ほど課長が言ってましたように、前例的なことがないことと、今後はそういう社会福祉の長寿社会づくり委員会のほうといろいろそういうところでそういう課題が出た場合には、今後検討させていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　先ほど地域密着型の入所者の関係なんですけども、一応原則は那智勝浦町内に住まれた方が入れるという施設でございます。しかし、市町村長の許可を得れば入所できるという形になります。その承認ができた場合は、相手方の方が、相手のほかの町の方がその介護保険から出るという形になります。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　工事のお尋ねがありました繰り越しの関係につきまして、当初財政部局とは年度内完成を目標にということで協議しておりました。ただ、大谷につきましては、地元協議等の調整が少しおくれましたので、着工時期が７月、８月に着工しましたので、やむを得ず繰り越しということになりましたので、御了解よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　利率ですかね、借入利率もさして変わらないということであれば、どっちみち90％、75％ということでしょうが、やはり75％で15％借入金が借り入れないということであっても、やはりそういう、普通予算立てるときはそうでしょうが、変更が見込まれるようなときは、やっぱり安全側に、どっちみち15％一般財源の、借りるより借りないほうがいいんですからね、もし余裕があればですよ、やはりそういうふうな予算立てをしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。じゃないと、もう補正で変わって変わってということになりますんで、議員のほうは、こちらのほうはそういう事情がわかりませんので、ごっとごっと変わってくるということになりますんで、ひとつその点もある程度確実性を見込んだ中で借り入れもするということをお願いします。

また、福祉課長、だけど那智勝浦町の町民がここへ入所希望者が多い場合は、そら幾ら新宮市や他町村の方が利用したいと言っても、多いんですからね。というのは待機者が多い中で、そういうことはあり得んと思うんですよ。安易にですよ、１日あいたから、また他町村の方を受け入れると、そんなことはしないと思うんですね、ここの事業者は。一々町長にお伺い立てるんでしょう。町長ということは、福祉課長にお伺い立てるんでしょう、入れてもええか。福祉課長が待機者の実情というのはわかってますわね。安易に、あ、あいたからいいよというわけにもいかんと思うんですよ。その点についてどうですかね。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えいたします。

議員さん御指摘のとおりですけども、予算につきましては、財源を精査して今後計上させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　この場合、入所されたい方の各市町村長のほうから入所依頼というのが来まして、それを適正かどうかというのを承認いたしまして、入れるような状態になってます。一応うちの場合も、太地のそういう密着型の施設もあるんですけども、そういうとこへ行ってるうちの場合もケースがありますし、その状況に応じて判断させていただいているというケースでございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ただいまの12ページのちょっと関係でお聞きをします。

市町村振興資金貸付金ですね、これは元利償還に対して交付税措置がないんですね、なかったんですね。ほいで、一般事業債の場合はどのようになるのか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、27ページの公有財産購入費の144万円ですけども、その平米数で割ったら１平米当たり２万8,800円ですか、これの土地の算定根拠を教えていただきたいと思います、金額の算定根拠です。

そして、これは異動かどういうことなんかちょっとわからないんですけども、最後の33ページなんですけども、職員の給与の減額は７月からだったですか、なってるんですけども、期末手当については適用ないということだったですけども、この中で期末勤勉手当で1,113万5,000円の減額になってるんですけども、これはどういうことでこういう減額になったんか、ちょっとお聞きします。

以上、お願いします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、起債の関係でございますけども、一般事業債で交付税措置はないのかということでございますけども、これにつきましては交付税措置はございません。基本的に大谷地区のほうへ災害土砂を運んでいった使用料をいただくということになって建設を進めてございますので、使用料をいただくということで交付税措置等は算入されてございません。

続きまして、33ページの給与費明細の関係でございます。これにつきましては、先ほど私のほうの説明で４月の人事異動による調整、それと７月から実施しております給与減額措置による減額、そういったもので給与費につきまして変更がございましたということで説明はさせていただいております。これにつきましては、６月の定例会のときに、これは予算の組み替えの関係でございますけども、原則として、現在退職される職員の分につきましては人件費は計上してございません。そういった関係で、職員が退職された費目に係る人件費につきましては、退職された人数分不足が生じるということで、６月の補正予算におきまして、その部分だけ増額補正をお願いしてございます。ほで、今回につきましては、７月の減額調整の分と４月の人事異動、人の入れかわり、そういったことに伴います人件費を全て調整させていただいております。その関係で、一部に６月に補正いただきましたところでは不足しているところを増額、減額すべきところを減額してございませんので、一部重複計上という形で予算を要求させていただいておりました。今回その分も調整させていただいておりますので、議員さん指摘の期末勤勉手当につきましては、金額的には1,100万円ほどの減額となっておりますけども、そういった事情のもとでこの金額が算出されたものでございますので、よろしく御了解のほどお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま御質問の公有財産購入費の単価の算出根拠でございますが、単価は１平方メートル当たり２万8,800円でございます。この算出根拠につきましては、和歌山県が普通財産の民地を、宅地をこの周り全部購入いたします。それと同額でございまして、和歌山県が鑑定士により算出した額を本町も同じ額として上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　12ページの件については交付税措置はないと。使用料を今度完成したときにもらうためにそういうことが見込まれるのでないということで、よくわかりました。

そして、先ほどの土地の単価についても、県が購入した金額と、周辺の金額と同額だということで、結構です。

そして、33ページの関係なんですけども、要するに退職者の分が見込んでなかったというか、そういうことで調整したということで理解してよろしいですか。

〔参事（総務課長）藪本活英君「はい」と呼ぶ〕

はい、結構です。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　お尋ねをします。

14ページの企画費の中で500万円余りがあるんですけど、これふるさと納税の謝礼等の増ということで先ほど説明を受けました。

それと、ふるさと納税が那智の滝資源のほう、水のほうへもいってるというようなことがあったんですけど、そのふるさと納税のこれについてもう少し詳しく内訳を、幾らぐらい入って、どのようにして予算分けてるんか、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

ふるさと納税ですけども、ことしの８月だったかと思いますけども、インターネット上のふるさとチョイスというホームページがございまして、そちらのほうに那智勝浦町でもこういったふるさと納税を募集して、寄附していただいた方には那智勝浦町で誇れる名品をお送りさせていただきますというようなホームページ上に掲載させていただきました。そういったインターネット上の掲載を見ていただいた方が多数おられまして、それ以後、９月以後、寄附されてくれる方が当初予定よりもかなりふえてございます。

実績からいきますと、申し出件数でございますけども、４月から８月まで、５カ月間で15件の申し出がございました。ところが、そのホームページ上で掲載されてから、９月では90件、10月から215件、11月から先日の25日までで229件の寄附の申し出がございました。ただ、この段階では申し出があった件数でございますので、実際に寄附していただいた方とはちょっと人数は相違がございますけども、それだけ11月25日現在では、累計的には546件ほどの寄附の申し出がございました。ほで、現在ふるさと納税していただいた方で１万円以上していただいた町外の方に那智勝浦町のふるさと名品を送付してございます。この実績をもとに、今後３月までの見込みとしまして大体年間で1,500件ほどの寄附をいただけるんじゃないか、そのような形で寄附金のほうは見込み計上させていただいております。その寄附いただいた中には、事業目的、こういった事業に寄附したいという項目がございます。その中で那智の滝源流水資源保

全基金のほうへも寄附したいという方の割合が大体３分の１、那智の滝が１とすれば、ほかの事業には２っていうような、大体それぐらいの割合で寄附をいただいておりますので、今後見込まれる1,500件、１人当たり１万円の1,500万円、それを１対２の案分という形で那智の滝へは500万円、まちづくり基金のほうへは1,000万円、そのような形で見込みで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　済いません、21ページの塵芥処理費というとこなんですけども、このところで消耗品費の関係で指定袋のほうの説明をしていただいたんですが、ちょっと聞き漏らしたとこもあるかもと思いますが、13万5,000冊のうちの残りの分ですが、材料費の増額ということで485万円ということなんですけども、この材料費が値上がりするということでは、袋をスーパーで売ってる分では値上げということはあるんでしょうか、そういうこと考えて、これから消費税も上がってきますし、そこらの関係で、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　御説明いたします。

少し細かくなりますが、当初予算では１冊当たり大体83円ぐらいの単価を想定しておりました。それが現時点の見積もりによりますと、１冊当たり119円20銭という単価を示されております。現時点でその値段での予算額を上程いたしまして、購入費用の485万円を算定したものでございます。

当初予算につきましては、そのときにまた、適切な時期にまた御相談、御協議申し上げたいと思ってますが、現時点では白紙でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第85号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９　議案第８６号　平成２５年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第９、議案第86号平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　議案第86号について御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括、歳入の補正はありません。

次の４ページをお願いいたします。

歳出です。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節区分２給料から節区分４共済費までは、人事異動等に係る補正となってございます。

下段、款２保険給付費、項３出産育児諸費、目１出産育児一時金、節区分19負担金、補助及び交付金707万5,000円は、実績増による決算見込み額を踏まえまして補正をお願いするものでございます。予算における見込み件数といたしましては27件を予定しておりましたが、補正で約17件分を予定させていただいております。

次の目２支払手数料、節区分13委託料4,000円は、それに伴う審査件数増加分の補正となってございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第86号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　議案第８７号　平成２５年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第10、議案第87号平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　議案第87号平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億379万8,000円とするものです。

４ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括、歳入は款３繰入金で、歳入合計、補正額は254万5,000円です。

５ページをお願いいたします。

歳出です。

款２後期高齢者医療広域連合納付金で、歳出合計、補正額は歳入と同額の254万5,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に、６ページをお願いいたします。

２歳入、款３繰入金、目１一般会計繰入金、節区分２保険基盤安定繰入金254万5,000円は、低所得者に係る保険料の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れました県負担金に町負担分を加えまして補正するものとなってございます。

７ページです。

歳出、款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、補正額254万5,000円は、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定繰入金分の確定によりまして補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　議案第８８号　平成２５年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第11、議案第88号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君）　議案第88号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億9,314万2,000円とするものでございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、４ページの歳入及び５ページの歳出について、それぞれ115万2,000円の減額をお願いするものでございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金、補正前の額2,988万円、補正額115万2,000円を減額し、計2,872万8,000円とするものでございます。

７ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正前の額4,921万4,000円、補正額115万2,000円を減額し、計4,806万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動及び給与削減に伴う減額補正でございます。８ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第88号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１２　議案第８９号　平成２５年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第12、議案第89号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第89号について御説明申し上げます。

議案第89号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,781万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,613万1,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款３国庫支出金から款７繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額17億7,832万1,000円、補正額4,781万円の増、計18億2,613万1,000円でございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。歳入合計と同額でございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金、補正額990万円の増につきましては、介護・予防給付費負担金に係る給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

項２国庫補助金、目１調整交付金、補正額408万円の増につきましては、給付実績見込みに伴う普通調整交付金の増額をお願いするものでございます。

款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金、補正額1,479万円の増額につきましては、社会保険支払基金交付金の25年度給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

７ページをお願いします。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金、補正額667万5,000円の増につきましては、介護・予防給付費に係る給付実績見込みによる増額でございます。

款７繰入金、目１一般会計繰入金、節１介護給付費繰入金、補正額637万5,000円の増につきましては、介護・予算給付費に係る給付実績見込みによる町負担分でございます。節２その他一般会計繰入金、補正額319万円の減につきましては、人事異動に伴う人件費の減並びに給与カットに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金、補正額918万円の増額につきましては、給付実績見込みにより介護給付費準備基金取り崩しを増額するものでございます。

８ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節２給料から節４共済費まで、補正額減319万円につきましては、人事異動並びに給与カットに伴い減額するものでございます。

款２保険給付費、目１居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額4,200万円の増につきましては、説明欄記載の給付費実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目２施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額600万円の増につきましては、介護老人福祉３施設の利用者増に伴い、施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

９ページをお願いします。

項２高額介護サービス費、目１高額居宅介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額300万円の増につきましては、高額居宅介護サービス費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

なお、10ページには、補正予算給与費明細書を掲載させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第89号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　議案第９０号　平成２５年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第13、議案第90号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君）　議案第90号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

第１条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第１款水道事業費用、既決予定額３億7,009万円に補正予定額728万7,000円を追加し、３億7,737万7,000円とするものでございます。

第１項営業費用、既決予定額３億792万2,000円に補正予定額728万7,000円を追加し、計３億1,520万9,000円とするものでございます。

第３条、予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額5,816万5,000円に補正予定額423万7,000円を追加し、計6,240万2,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出。支出でございます。

款１水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費、既決予定額7,686万1,000円に補正予定額278万7,000円を追加し、計7,964万8,000円とするものでございます。

目２配水及び給水費、既決予定額3,183万5,000円に補正予定額388万2,000円を減額し、2,795万3,000円とするものでございます。

目３総係費、既決予定額3,992万6,000円に補正予定額838万2,000円を追加し、計4,830万8,000円とするものでございます。

３ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。支出でございます。

款１水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費、既決予定額7,686万1,000円に補正予定額278万7,000円を追加し、計7,964万8,000円とするものでございます。内訳といたしまして、節区分１給料から節区分４法定福利費におきましては、人事異動及び給与削減に伴う補正でございます。節区分13修繕費の305万円につきましては、説明欄記載の市野々浄水場の流量計が破損したため、取りかえ修理を行うための補正をお願いするものでございます。

目２配水及び給水費、目３総係費につきましては、人事異動及び給与削減に伴う補正でございます。明細については省略させていただきます。

４ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第90号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１４　議案第９１号　平成２５年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第14、議案第91号平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　議案第91号につきまして御説明を申し上げます。

１ページをごらんください。

〔議案第91号朗読〕

２ページをお願いいたします。

実施計画書でございます。説明は省略させていただきます。

３ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

収入の部でございますが、款１病院事業収益、項２医業外収益、目５その他医業外収益、既決予定額710万3,000円、補正予定額170万7,000円、計881万円とするもので、節区分１その他医業外収益へ説明欄記載の和歌山県災害対策用備蓄薬品購入委託金として170万7,000円を受け入れするものでございます。

支出でございますが、款１病院事業費用、項２医業外費用、目５雑支出、既決予定額50万円、補正予定額170万7,000円、計220万7,000円とするものでございます。その内容でございますが、節１その他雑支出に170万7,000円を補正するもので、和歌山県災害対策用備蓄薬品購入費として計上させていただいております。

今回の補正につきましては、現在和歌山県では、和歌山県医薬品卸組合と協定を結び、流通段階での備蓄を依頼してございますが、備蓄場所が県外であること、地震、津波災害の場合、道路が寸断される等の問題が考えられます。

そこで、和歌山県では、県内の災害拠点病院及び災害支援病院に直接医薬品の備蓄を委託するというものでございます。具体的に申し上げますと、和歌山県と当院の間で委託契約を締結いたします。県から支出される委託料をもとに、当院で必要な薬品を購入します。購入した備蓄薬品は和歌山県の所有物となりますが、使用期限等がございますので、随時病院で使用可能ということでございますが、使用した薬品は病院が常に補充していく、常に一定量の備蓄薬品を確保するというものでございます。委託料で支出するため、医業外収益、雑収入で受け入れ、支出は医業外費用、雑支出で行うということにさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第91号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　議案第９２号　那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について

○議長（森本隆夫君）　日程第15、議案第92号那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第92号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第92号朗読〕

お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。この資料でございます。

１枚目の図面をごらんください。

平面図で赤に着色している教室におきまして、空調設備工事として冷暖房施設の追加でございます。普通教室７教室分でございます。青で着色している多目的教室につきましては、放送設備工事としてプロジェクターの追加でございます。

２枚目の図面をごらんください。

くい工事の関係でございます。推定岩盤が推定より深いため、赤丸15本のくいの長さの変更でございます。

なお、工期につきましては、９月、10月の台風の影響により、生コン打設の完了予定が１カ月おくれていますので、工期を３月31日に変更させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、変更による追加工事の詳細につきましては、教育委員会から説明させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　教育委員会のほうから、エアコン等についての御説明申し上げます。

エアコン等につきまして、本年６月、７月、非常な暑さの中、学校等授業を行っておりました。そういう状況の中で、教育長のほうから各学校長、教員に対して子供たちの熱中症対策をとるようにということで学校のほうで徹底していただいたおかげで、幸いにもことしうちの町内では病院に搬送されるような熱中症が発生しなかったと。そういう気象条件の中で私ども教育委員会のほうといたしまして、町内10の小・中学校普通教室、やはりもうクーラー、エアコン、空調設備の整備が必要ではないかということで検討して町長のほうに上げさせていただいておりました。御存じのとおり、ただいま那智中学校が建築中であり、26年、27年度にかけて色川の小・中学校を新築する方向で進まさせていただいております。そうしますと、10小・中学校のうち、色川の分２つ抜けて８、そして建築中があるということで、当初26、27、28、２年か３年の計画で町内の全小・中学校の普通教室及び一部の特別教室に空調をしたいと考えておりましたが、先ほど申しましたとおり、那智中学校のほうがただいま建築中であるということで県のほうに相談をさせていただきました。こういう改築というか、機械設備の場合、県の

場合補助金がいただけるんですが、総工費が単独工で400万円以上の工事費でなければ、補助金はいただけないということもあり、また補助率が３分の１という状況であります。そして、今回建築中の那智中学校におきましては、10分の5.5、55％の補助を受けられるということでございます。ですから、唐突での形になる皆様にお話になりますが、見切り発車という形になります。那智中学校、補助率がいい、また建築中であれば、今であれば改装、改装というか、後の工事が要らないということで、今回やらせていただきたいということでございます。この新校舎につきましては、７台予定、新たに予定させていただいております。それまでは既に４台の分は今までの予算で御可決いただいております。そこに普通教室７台分、７教室分と特別教室の11台をお願いするものであります。どうぞよろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　今回、入札差額で差金を利用してエアコンのほうの設置をするということなんですけども、今回の那智中学校の関係は差金があるからできるんでしょうけども、その残る９校ですけども、２年から３年で計画したいと先ほど次長のほうが言うたんですけども、その計画なんですけども、各学校によっていろいろ条件が違うと思うんですけども、どれぐらい要るんかね、費用。そして、それに対しての財源と、それで補助金等、どういうふうに計画の中で見ているんか、そういう年次計画といいますか、年次の年次計画、そして財源の計画ですね、そういうものも見ているんかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　先ほど申しました町内全小・中学校設置ということで、那智中、今回やらせていただいたら、残るは９校。それで、色川小・中学校が一応27年度完成予定で進めさせていただいております。そして、残りの７校になります。残りの７校につきまして、仮の見積もりで9,000万円強の仮見積もりが出ております。そして、先ほど申しましたように、その補助率につきましては県費補助が３分の１見込まれます。ですから、３分の２は町の費用になります。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　この9,000万円強、今後７校で必要になるんじゃないかということなんですけども、それは各教室全部するわけなんですけども、その場合、電力の今契約電力、低いと思うんですよ、全部入れて。そしたら、トランスとかいろんな変更が出てきて、そういう多額の費用がかかると思うんですけども、そういう面まで見ているんかどうか。ただエアコンの器具だけの費用を見ているんじゃないかと思うんですけども、そういうことではなしに、全体的に学校の電力量とか、全部そういうのも見て、そうした中でこの9,000万円という金額が出てきたんかどうか、ちょっとその点、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　議員御質問の大型改修と申しましょうか、キュービクル等々受電の関係でございます。それを費用も見てございます。一応宇久井小学校はキュービクルをかえなけ

ればだめと。それから、ちょっとごめんなさい、下里小学校、宇久井中学校も同じくキュービクルをかえて大規模な工事になると。幸い勝浦小学校は、キュービクルの工事はやらなくても、普通教室棟にエアコンの設置は大丈夫ということで、この金額をはじき出させていただいております。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　私は、このことについては、やっぱり予算審議でもって十分議論を尽くしてやるべきことだと思うんですよ。というのは、差金が出たからこれをやると。そしたら、あの予算審議は何だったんですかね。まず、これの予算を出すとき、このことも十分考えた上でやっていただきたかったと思いますわ。ついこんな変更契約ぐらいで、教育的見地からでも、そらことしの夏は暑かったという次長のお話ですけど、来年も暑いかもしれませんけど、温暖化で。温暖化という問題を一つ取り上げても、やはり我々はエネルギーをいかに節約していくかということも、学校教育としては必要でないんですかね。暑いからエアコン、寒いからエアコン、そういうことではないと思うんですよ。そして、これ、７月20日前後で休みになるんでしょう、小・中学校は。９月４日か３日か知りませんけど、９月になって登校すると。その前後は短縮もあるんでしょうが、今ないんですかね。そういうことで、やはりランニングコストもかかりますしね。ただそれだけの問題やないと思うんですよ、寒い、暑いの問題と違うと思うんです。やはりこれはこんな変更契約で出してくる問題と違うと思うんですね。十分総務常任委員会でも、やはりここでもですよ、本会議でも十分議論して、ほかにもいっぱいやることありますね。給食の問題だってあるし、学校給食。

それで、小さな問題ですけど、新宮市やとか太地町もそうだと思いますけど、学校の砂場とか、保育所の砂場、そういうとこも年に２度ほどあっちのほうは消毒してあるんですよ。休みになったら、そこへ犬や猫が入らんようにネットかぶせて防護すると、そういうこともなされてあって、しかしながら予算の関係でできないと、那智勝浦町は。前に私も言ったことがあるんですよ、こういうことしたらどうなと。だけど、予算の関係でできないということもありますんで、まずそういう足元をあらけてからこういう問題を論議したほうがいいと思うんですよ。

この問題は、教育的見地からもいろいろ議論のあるところですよ。というのは、子供が今の養護の教室に、なまくら者といったら悪いですけど、怠けて暑いからあそこへ、ちょっと俺調子悪いよということで、あそこへ固まるということもありますね。というのは、各教室にエアコンをつけますと、休み時間、あるいは体育の時間に外へ出ないと、出たくないと、そういう意識が働くと思うんです。そういうことの議論もなされたんでしょうかね。

夏だって、８月だってうちの孫なんかは、毎日休みになったらスポ少でサッカーの練習に行ってますよ、鼻の頭へ汗かきながらね。だけど、水分補給したら熱中症もならんのですよ。熱中症なんか聞いたことありませんよ、ことし。だから、もう拙速に過ぎると思うんですね、この予算を出すのは。そらくいは仕方ありませんよ、くいは。岩着してなかったら、地震があったらひっくり返りますんでね。そら、くいは仕方ないと思いますけど、変更契約。このエアコ

ンについては、なかなか理解できませんね。そこらあたしを中心にひとつ御答弁願いますわ。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　エアコン絡みでございます。エアコンにつきましても、ことし本当に異常に暑かったということで、６月、７月から朝の登校時から30度を超えている教室の状態が続いておりました。そういう中での私どもの決断でございました。確かに議員おっしゃるとおり、直接の工事だけでなく、後の経費もかかってくる。また、教育的目的云々、議員おっしゃられるとおりで、新年度予算ですべきお話だとは思います。ただ、先ほど申しましたように、たまたま那智中学校が建築中であったということで、那智中学校、勝浦小学校につきましては、うちの町内におきまして大規模校でございますので、そこの部分が経費が中学校の半分那智中、小学校の半分勝小にかかるということで、その経費の教室数の多い那智中学校建築中であったということで、補助金も先ほど申しました100分の55もらえる状況がつくれたということで、議員おっしゃるとおり、当初の予算の審議を待たずに、今回の補正の中でのお願いという形をとらさせていただいております。そこについては、先ほど申しましたように見切り発車的なとこがございますが、町財政にとってもこれのほうが若干楽になるということも含み合わせて御了承いただきたいと、お願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　あれですね、それであったら、もう少し早く出せなかったかと、それであったらですよ。ただ経費面を言うなら。今はもう躯体も打ち上がってますね、ほとんど、躯体。穴あけんといかんのですよ、穴あけんと。後からやっても同じなんで、ホールソーで穴あけるん。ただ、足場があるかないかの話だけなんですよ、工事費についてはですよ、工事費。

あなた、わかると思いますけど、穴あけたら、補強筋もせんと穴あけるんですよ、後からの工事は。そっからクラックが入ってくる、当然補強筋入れてないから。だから、今やっても、１年後にやっても、工事費についてはさほど変わらんです。ホールソーで穴。コンクリートがやわらかいうちはあけたったら楽なんとちゃうかという素人考えがあるんでしょうけど、やらこういうちやったら強度が出ませんよ、ガタガタとしてしまうから。どうしても強度が出てからやないと穴あけれないということがあります。余り変わらんです。ただ補助金がちょっと余計にもらえると、25％ぐらい。それだけの話でね。

というのは、下里中学校のソーラーなんかも、飛躍しますけど、故障、もう使えないと。お金がないからできないんでしょう、修理、せっかくのものを。そういうものをほっといて、今やったら55％での補助金もらえるというようなことで、今拙速にやると、議論もなしに。教育委員会としてでも、給食が大事か、それともエアコンが大事か、空調が大事か、そういう議論をしたんでしょうかね。どっちが大事かと、今町にとっては必要かと、子供たちにとって必要か。そこまで議論して、どうしてもこのエアコンの補助は大事やという結論に達したんでしょうかね、私そんな、この間の議運の話では、入札差金が出たからという説明だったんで、もうもちろんそれも一つあるでしょう、予算的なもん。どうですかね、そんな考え方でいいんでしょうかね。その点についてお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　下里中学校のソーラーにつきましても、一体型パネル、現在もう製造されてないという状況で、金をたくさんかければ修理は可能かと思いますが、たくさんかかるということでおいておるのは事実でございます。

そして、クーラーにつきまして、入札差金の話ございましたが、私ども町内全小・中学校のクーラーの問題につきましては、それとは違う場所でずっと話、学校長並びに教育委員会の私どもと話をしておりました。その中でことしのこの異常な暑さ、先ほど議員おっしゃられたとおり、毎年続くものなのか、10年に一回だったのかわかりませんが、子供たちの熱中症等々の危惧を考えて、子供の健康を守るのが先ということで、私ども教育委員会としては町の当局のほうに子供たちのもう健康を考慮して、これを早急にやっていただきたいということでお願いした次第でございます。ですから、議運のほうの説明で入札差金云々ありますが、私ども先ほど言いましたように全小・中学校に設置するに当たって、たまたま那智中が工事しておったということで、その那智中学校においては入札差金が出ておったので、ここに便乗させていただく。主は、あくまでも私ども子供たちの健康の観点からこういうエアコン、空調を考えて出てきたものでございますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　どうも釈然としませんね。ことしの夏暑かったからと。夏から何カ月たってますか、一番暑いときから。３カ月たつかたたんかですよ。そこでもって議論が、そんなに頻繁に議論したんでしょうかね、たった３カ月。こんなけ早い決断なんて今までなかったですね、町長、３カ月で。億を超す金が要るんですからね、これからもランニングコストも要ってくる。この辺は恐らくスプリンクラーと違うんでしょう。一つ一つの室外機を２馬力か４馬力か知りませんけど、そんな室外機をつけて対応するんでしょう、各教室を。そしたら、それも、大体この辺は塩害が多いですから、学校とか公共施設は自分とこの家庭の施設ほどメンテナンスに気配りませんよ。10年か15年で皆パアになるんですよ。そういうこともありますんで、もう少し議論の時間があってもしかるべしやと。教育委員会だってそんなに、１週間に１遍とか２週間に１遍開いてあるんと違うんでしょうが。総務常任委員会でもそういう議論しましたか。言われてますね、温暖化による、そういう高温になってると、温暖化による影響やと。子供たちに今こそ環境問題、温暖化問題を考えてもらう絶好機やないですか。暑いから、すぐクーラーつけたるわと、そんなことで教育できるんでしょうかね。町長、どう思いますか、町長。もう３回目ですんで、町長、ひとつ答弁お願いします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　議論、教育委員会は月１回させていただいております。この問題も、私ども教育委員会としては学校の現状を気温等、湿度はちょっとうかつにもはかっておらなかったんですが、各学校１階、２階、３階の気温を７月と９月と、宇久井中学校は８月も調べてくれておりますが、そういうことを調査させていただいて、朝10時の平均気温が30度を超えてたり、29度を超えてる状況のが各学校の状況でございます。そういう中で子供たちが、快適に

とはいかなくても、私ども子供たちの熱中症を心配しなくていいような環境づくりをしたいということがございます。そして、余談でございますが、高校に行けば、高校も空調されております。そして、近隣では新宮の中学校は空調、エアコン化されております。太地は小・中されておりまして、新宮におきましても、25年度補正予算で設計を組んで、26から全小学校にも空調するという、私どもの町含めて紀南地域もやはりもう子供の生活、家庭でエアコンの中で育って、それで学校へ来るという状況になってしまって、近隣もやはりこのような動きをしておることも、蛇足ながら申しつけさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

今教育次長からいろいろと、エアコン設置についてはるる相談を受けまして、その辺については私も子供の健康状態を維持させるためにはやむを得ないかなということも判断させていただきました。それと、あと条件つけたのは、エネルギーの大切さということもあわせてそこで教育できるような方法をとってくれということも言うて、エアコンの設置に私も同意したところでございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　勘違いしてもらったら困りますよ。エアコンつけたら悪いと言ってるんではないですよ。反対やと。拙速にすぎないかと、議論が少なかったんやないかと言うてるんです。こういう問題は町長、やはり予算をつけて、補正予算なり、予算審議の中でこのことについて議論していくと。こんな大事な議論をこんな変更契約の中で議論する、おかしいと思いませんか。こんなような、これだけの資料で、こら建築に付随した行為でしょう。そういうことやないんでしょうが、教育の根幹にかかわることもあるんでしょうが、この中に。私はそこを言うてある、そこ。足元も見るということも、大きなことばっかり考えんと、これもとても大事かもしれませんよ、子供の教育だと。それだったら、なぜ砂場の砂の消毒せんのですか、そんなに子供の健康が心配なら。あれのほうが大きな社会問題に一時期なったでしょうが。それをほっといて、唐突にこういうものを出してくる。そういう姿勢がええんかということで今議論させてもらっておるわけですから、私はこの議会に提案する形、姿勢としては間違ってあると思うんですよ、議会人として。そういうことです。答弁要りませんけどね、難しいから。ええか悪いかの話と違いますんでね。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　先ほど次長のお話の中にも、熱中症の対策ということでこのエアコンについての予算なんですが、快適に過ごすためのものではない、今熱中症の対策ということなんですけど、例えばこれ使用基準とか、熱中症の、気温だけじゃなしに湿度と合うた熱中症になる指数とかというのがあると思うんですけど、その辺はいかがですかね。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　使用基準ということに関しましては、まだ若干時間がありますので、

細かくは決めておりません。ただ、こちらの希望といたしましても、ある程度基準を決めて対処しなければ、後の管理費がばかでかいものになってしまうということもございますし、先ほども申しましたように、子供たちの快適性を求めるエアコンではなく、健康を害するおそれのある部分から、害するのが少なくなる部分までの温度下げというつもりでございます。ですから、時間を設定するか、気温によっての設定するか、指数によって設定するか、そういうことをこれから来年の夏までには考えていきたいと、そのように思っております。方向としては、先ほど言いましたように、快適さを求めるものではないということをまたここで改めて述べさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　うちの子も前に新宮高校に通ってたんですけど、各教室に管理する、そういうものがついてたんですけど、各教室で温度が違うような形のものがあるんで、今回那智中の場合は集中管理とか、何かどっかで一つで管理できるような体制にしていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　集中管理も体育文化会館等の大会議室も、自分の部屋で勝手に温度を下げれないような状況もつくってございますので、那智中学校もそのメンテ等も考えてどちらのほうがいいか。職員室で設定温度をそれ以上下げれないようにするとか、その時間以降入らないようにするとか、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　反対討論を行います。

先ほど来、私いろいろと質疑の中で主張しておりました。まず、この最大の間違いといいますか、我々釈然としないのは、こういう将来にわたっての教育にかかわることを議論するのに、単なる工事契約の変更の議案ですするというのは、もう本当に私18年ちょっとになりますけど、議員になってから、初めてですよ。こういうことはあってはならんことだと思いますんで、まずそのクーラーのよしあし、設置のよしあしは別として、このことについても私はこの議案の提出がこういう提案でいいのかということを考えますと、反対せざるを得んということでございます。反対でございます。

○議長（森本隆夫君）　原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第92号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君）　ありがとうございます。起立少数です。したがって、本件は否決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１６　諮問第１号　人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君）　日程第16、諮問第１号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　諮問第１号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第１号朗読〕

人権擁護委員につきましては法務大臣の委嘱でありますが、人権擁護委員法第６条第３項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しています。

今回お願いいたしております久保美惠子氏につきましては、平成26年３月31日をもって任期満了となりますが、再び推薦いたしたく議会にお諮りするものであります。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成26年４月１日から３カ年となり、２期目の就任となります。また、本町における人権擁護委員は６名の委員構成で御活躍いただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第１号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

12時11分　散会